

# 新潟県中学校総合体育大会に関する合同チーム編成規程

新潟県中学校体育連盟

## 「目的」

### 第1条

この規程は単独チームによる大会参加が困難な学校、チーム、生徒に配慮した救済措置である。従って、勝利至上主義のためのチーム編成は行わない。

合同チームの申請にあたっては、当該生徒や保護者の心情に十分配慮すること。  
なお、この規程は地域スポーツ団体等にも適用する。

## 「承認大会の範囲」

### 第2条

新潟県中学校体育連盟は、第3条の編成の基準に該当する合同チームにも、新潟県中学校総合体育大会（以下「県大会」という）への出場を認めるものとする。

## 「編成の基準」

### 第3条

#### 1 チーム数

合同チームの校数、チーム数制限は設けない。学校は、部活動設置の有無に関係なく、合同チームを申請できる。

#### 2 範 囲

同一地区大会に出場するチーム同士で、次の優先順位に従い合同チームを編成する。

- ①市町村教育委員会等が認める合同部活動
- ②同一都市中体連内 ③隣接都市中体連内 ④前記以外

但し、第3条2の条件を満たすことができない場合に限り、特例の審査を県中体連理事長が行う。

#### 3 種 目

合同チームの編成は、当分の間下記の6種目に限定する。

- ①バスケットボール ②サッカー ③ハンドボール
- ④軟式野球 ⑤バレーボール ⑥ソフトボール

#### 4 編成可能な人数

それぞれの種目において、出場に必要な最低限の人数を下回ったチームが、合同チームを申請することができる。

ただし、出場に必要な最低限の人数を満たしている場合でも、学校長（団体代表）が教育的配慮で合同チームの必要があると判断した場合は、申請することができる。その際、理由を申請書に記載すること。なお、前年度の都市新人大会、競技団体主催新人大会において合同となったチームは、1年生の入部により、一方または双方のチームが、出場に必要な人数を満たしたとしても、互いの合意がある場合に限り、合同を継続できるものとする。

#### 5 編成の特例

編成していく過程で他チームとの合同が困難であると当該中体連・専門部で判断した場合は、特例として、他チームから選手を借りての合同チーム編成を認める。ただし、両チーム生徒、保護者、関係者の意向を尊重し、丁寧な説明を行い、了解を得ること。

## 「承認の期間」

### 第4条

承認された合同チームの資格は承認された単年度内であり、全国中学校体育大会夏季大会までの一連の中体連主催大会限りとする。

## 「承認までの手続き」

### 第5条

- 1 合同チームを希望する学校の校長（地域スポーツ団体の代表者）は、合同チーム申請書を5月10日までに地区中体連事務局に提出する。また、申請書の写しを郡市会長と都市専門部長に送付する。申請書（写し含む）の提出は、PDFデータを可とする。
- 2 地区中体連事務局は申請のあったチームを一覧にまとめ、地区会長、県・地区専門部と協議し、承認の可否と合同チーム編成を決定する。
- 3 地区中体連会長（事務局）は合同チームの承認可否と編成結果を当該校・団体、郡市会長、県中体連事務局に送付する。

## 「ユニフォームの扱い」

### 第6条

- 1 保護者の経済的負担、チームの継続性等を考慮し、合同チームでユニフォームを新調することはできるだけ控える。
- 2 該当競技は、合同チームのユニフォームに関する規程を県大会要項に明記する。また、予選大会は、この規程に準ずるものとする。

## 「監督、および引率の対応」

### 第7条

監督は、当該校のいずれかの校長、教員、部活動指導員が当たるものとし、引率は出場校ごとに校長、教員、部活動指導員が行うものとする。但し、やむを得ない場合は、校長、教員による代表引率、監督を認める。

地域スポーツ団体等については、指導資格等を有する者が監督をし、責任ある代表者が引率を行うものとする。

## 「チーム名」

### 第8条

- 1 出場する当該チームのチーム名を連記する。
- 2 チーム名の順番は、当該で話し合い、定める。
- 3 上記1・2の運用が難しい場合は、当該チーム、当該中体連・専門部で協議し決定する。

## 「大会参加申し込み手続き」

### 第9条

大会参加申し込み手続きは、当該チームの校長、代表者が承認の上、どちらかが行う。

#### ◎ 附 則

- 1 平成14年 4月 1日から施行する。
- 2 平成14年12月13日一部改定（大会参加条件一部抹消）
- 3 平成17年12月 8日一部改定
- 4 平成25年 5月15日一部改定（第3条 1 校数）
- 5 平成25年12月 5日一部改正
- 6 平成27年12月 3日一部改定
- 7 平成29年12月 7日一部改定（第9条追加）
- 8 平成30年 3月 9日一部改定（条文整理）
- 9 平成30年12月 6日改定（郡市大会廃止に伴う改定）
- 10 令和 4年12月 1日改定
- 11 令和 6年 2月22日一部改定